

〈抜粋〉

平成31年7月31日

東京労働局長
土田 浩史 殿

東京都港区海岸1-4-26 ゆうらいふセンター本館7階
全日本自動車産業労働組合総連合会 東京地方協議会
議長 安藤 哲雄

東京都江東区亀戸1-7-9
産業別労働組合 JAM東京千葉
執行委員長 岩崎 幸治

東京都中央区新川1-23-4 1Sリバーサイドビル2階
日本基幹産業労働組合連合会 東京都本部
委員長 門脇 隆

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出を行う事に合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

東京都において、東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次の者を除く。

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2)雇入れ後1年未満の者であつて、技能習得中の者
- (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業



3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

あわせて、上記1. の通り適用する労働者の範囲の改正を求める。

4. 申出の理由

東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業において、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が(基幹的労働者の)概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正(引き上げ)を求めるものである。

当該最低賃金の適用を受けるべき合意労働者数 10,349人

東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業の適用労働者数 27,953人 = 概ね3分の1以上

なお、労働協約上のもっとも低い賃金は以下の通りである。

時間額 999円

5. 現在適用されている法定最低賃金額

時間額 985円

6. 添付書類

- ① 申し出に関する合意書及び委任状
- ② 労働協約の写し
- ③ 東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業の事業所数と労働者数およびこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹労働者数の概数
- ④ 2019年度東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業における法定最低賃金と改正申請組織の実態との格差
- ⑤ 2019年度東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業 申出書 労働協約の基礎データ